



島根県報

平成26年12月24日（水）

号外 第 167 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例	（税 務 課）	6
島根県核燃料税条例	（ ” ” ）	7
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	（市 町 村 課）	13
島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	（交 通 対 策 課）	17
児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	（障 が い 福 祉 課）	18
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	20

公布された条例等のあらまし

◇島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 条例の概要

水と緑の森づくり税の適用期間の延長

(1) 個人の県民税の均等割の税率の特例（第3条関係）

改正前	改正後
平成26年度分まで	平成31年度分まで

(2) 法人の県民税の均等割の税率の特例（第4条関係）

改正前	改正後
平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分まで	平成32年3月31日までの間に開始する事業年度分まで

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。

◇島根県核燃料税条例（条例第60号）

1 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課することとした。（第1条関係）

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例の定めるところによることとした。（第3条関係）

(3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、次の表の左欄に掲げる区分を課税客体として、同表の右欄に定める額によって課することとした。（第4条関係）

発電用原子炉への核燃料の挿入	価額割額
発電用原子炉を設置して行う発電事業	出力割額

(4) 課税期間

課税期間とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、原則として、次に掲げる各期間をそれぞれの課税期間とすることとした。（第5条関係）

ア 4月1日から6月30日まで

イ 7月1日から9月30日まで

ウ 10月1日から12月31日まで

エ 1月1日から3月31日まで

(5) 課税標準

課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とすることとした。（第6条関係）

(6) 税率

税率は、価額割にあつては、発電用原子炉の設置後最初に核燃料を挿入した場合は核燃料の価額の100分の17、それ以外の場合は100分の8.5とし、出力割にあつては一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき41,100円とすることとした。（第7条関係）

(7) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によることとした。（第8条関係）

(8) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、価額割にあつては発電用原子炉に核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日とし、出力割にあつては課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とすることとした。

(第9条関係)

(9) 経過措置

この条例は、施行の日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の同日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこととした。(附則第2項関係)

(10) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有することとした。(附則第3項関係)

2 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第61号)

1 条例の概要

(1) 土地区画整理法に基づく事務のうち、土地区画整理組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理を出雲市に権限移譲することとした。(第2条の表第23号関係)

(2) 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲することとした。(第2条の表第28号関係)

ア 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理

イ 小児慢性特定疾病医療費の支給の認定

ウ 小児慢性特定疾病審査会への審査の要求

エ 小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

オ 医療受給者証の交付

カ 医療費支給認定の変更の申請の受理

キ 医療費支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の要求

ク 医療受給者証の変更事項の記載及び返還

ケ 医療費支給認定の取消し

コ 医療費支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還の要求

サ 小児慢性特定疾病児童等の保護者等の資産又は収入の状況に係る必要な文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告の要求

(3) 農地法に基づく事務のうち、次の事務を江津市に権限移譲することとした。(第2条の表第31号関係)

ア 農地の転用の許可

イ 島根県農業会議の意見の聴取

ウ 国又は都道府県が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県との協議

エ 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可

オ 国又は都道府県が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県との協議

カ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転

キ 占有者への立入調査等の通知又は公示

ク 所有者等に対する損失の補償

ケ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取

コ 違反転用に対する監督処分

サ 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴収

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を川本町に権限移譲することとした。（第2条の表第56号関係）

ア 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからカまでにおいて同じ。）の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

ウ 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理

エ 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

オ 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理

カ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

キ その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲することとした。

（第2条の表第56号関係）

ア 父子福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからエまでにおいて同じ。）の繰上償還に係る申出の受理

イ 父子福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

ウ 父子福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理

エ 父子福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

(6) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整理

(7) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年4月1日から施行することとした。ただし、1の(5)及び(7)については公布の日から、1の(2)については平成27年1月1日から、1の(6)については子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行することとした。

◇島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例（条例第62号）

1 条例の概要

(1) その他知事が必要と認めて任命される委員の数は、5人以内とすることとした。（第2条第1項関係）

(2) その他知事が必要と認めて任命される委員の任期は、2年とすることとした。（第2条第2項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第63号）

1 条例の概要

(1) 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理

ア 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

イ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成27年1月1日から施行することとした。

◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第64号）

1 条例の概要

(1) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第6条関係）

(2) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所在地
川北天神団地	出雲市

2 施行期日

1の(1)についてはマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、1の(2)については規則で定める日から施行することとした。

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 26 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 59 号

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

島根県水と緑の森づくり税条例（平成16年島根県条例第77号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条中「平成26年度」を「平成31年度」に改める。

第 4 条中「平成27年 3 月31日」を「平成32年 3 月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

島根県核燃料税条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 60 号

島根県核燃料税条例

(課税の根拠)

第 1 条 県は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定に基づき、核燃料税を課する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電用原子炉 原子力基本法（昭和 30 年法律第 186 号）第 3 条第 4 号に規定する原子炉で発電の用に供するものをいう。
- (2) 核燃料 原子力基本法第 3 条第 2 号に規定する核燃料物質で発電用原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。
- (3) 価額割 核燃料の価額を課税標準として課する核燃料税をいう。
- (4) 出力割 発電用原子炉の熱出力を課税標準として課する核燃料税をいう。

(賦課徴収)

第 3 条 核燃料税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県県税条例（昭和 51 年島根県条例第 10 号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 核燃料税は、発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う発電事業に対し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額によって、当該発電用原子炉の設置者に課する。

- (1) 発電用原子炉への核燃料の挿入 価額割額
- (2) 発電用原子炉を設置して行う発電事業 出力割額

2 前項第 1 号の発電用原子炉への核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

- (1) 発電用原子炉の設置後最初に核燃料の装荷が行われた場合 核原料物質、

核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第1項の規定による使用前検査及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項の規定による使用前検査の全てに合格した日（以下「使用前検査合格日」という。）

(2) 発電用原子炉について原子炉等規制法第43条の3の15の規定による施設定期検査（以下「施設定期検査」という。）の期間内に当該発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該発電用原子炉の施設定期検査が終了した日

(3) 前2号に掲げる場合のほか、発電用原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

3 第1項第2号の発電用原子炉を設置して行う発電事業は、発電用原子炉を新規に設置した場合には、使用前検査合格日の翌日から起算して34月を経過した日又は施設定期検査の期間内に核燃料の装荷が行われた施設定期検査のうち最初の施設定期検査が終了した日のいずれか早い日に開始されたものとする。

（課税期間）

第5条 この条例において「課税期間」とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とする。

(1) 4月1日から6月30日まで

(2) 7月1日から9月30日まで

(3) 10月1日から12月31日まで

(4) 1月1日から3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間を一の課税期間とみなす。

(1) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第3項の規定により発電事業が開始されたものとされた場合（第3号の場合を除く。） 同項の規定により発電事業が開始されたものとされた日（以下「開始日」という。）から当該開始日の属する前項に規定する期間の末日まで

(2) 前項各号に掲げる各期間の中途において、原子炉等規制法第43条の3の33

第 1 項に規定する廃止措置（以下「廃止措置」という。）を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合（次号の場合を除く。） 廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した日（以下「終了日」という。）の属する前項に規定する期間の初日から当該終了日まで

- (3) 前項各号に掲げる各期間の中途において、前条第 3 項の規定により発電事業が開始されたものとされ、かつ、廃止措置を講ずるために発電用原子炉の運転を終了した場合 開始日から終了日まで

（課税標準）

第 6 条 核燃料税の課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料（発電用原子炉への当該核燃料の挿入に対して既に核燃料税が課され、又は課されるべきであったものを除く。）の価額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の熱出力とする。

- 2 前項の価額は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）第25条及び第26条の規定により算定した取得原価とする。

- 3 第 1 項の発電用原子炉の熱出力は、原子炉等規制法第43条の 3 の 5 第 1 項の規定により設置の許可を受けた発電用原子炉の同条第 2 項第 3 号の熱出力（原子炉等規制法第43条の 3 の 8 第 1 項の規定により変更の許可を受けた場合にあっては、当該変更後の熱出力）とする。

- 4 課税期間が 3 月に満たない場合における第 1 項の発電用原子炉の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を 3 で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。

（税率）

第 7 条 価額割の税率は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- (1) 第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる核燃料の挿入の場合 100分の17
(2) 前号に掲げる場合以外の場合 100分の8.5

- 2 出力割の税率は、一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき、41,100円と

する。

(徴収の方法)

第 8 条 核燃料税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続等)

第 9 条 価額割の納税義務者は、発電用原子炉に核燃料を挿入したときは、当該核燃料を挿入した日から起算して 2 月（第 4 条第 2 項第 1 号に掲げる場合にあっては、3 月）を経過する日の属する月の末日までに、規則で定めるところにより、当該核燃料の挿入に対して課する価額割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

2 出力割の納税義務者は、課税期間の末日の翌日から起算して 2 月以内に、規則で定めるところにより、当該課税期間における出力割の課税標準たる熱出力、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第 10 条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第 276 条第 4 項の規定による決定の通知があるまでは、前条の規定により申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額若しくは課税標準たる熱出力又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第 11 条 法第 276 条第 4 項の規定による核燃料税の更正又は決定の通知、法第 278 条第 5 項の規定による核燃料税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第 279 条第 4 項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(課税地等)

第12条 核燃料税の賦課徴収に関する島根県県税条例の適用については、同条例第4条第1項の表中

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
-------	-------------------------

とあるのは

固定資産税	法第740条に規定する大規模の償却資産の所在地
核燃料税	発電用原子炉の所在地

と、同条例第5条中「この条例若しくはこの条例に基づく規則」とあるのは「この条例若しくは島根県核燃料税条例（平成26年島根県条例第60号）若しくはこれらの条例に基づく規則」とする。

(規則への委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、前項の規則で定める日（以下「施行日」という。）以後の発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う発電事業について適用する。ただし、施行日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における発電用原子炉への挿入については、適用しない。

(有効期限等)

- 3 この条例は、施行日から起算して5年間（以下「適用期間」という。）その効力を有する。
- 4 この条例は、適用期間中における発電用原子炉への核燃料の挿入又は発電用原子炉を設置して行う発電事業について課した、又は課すべきであった核燃料

税については、前項の規定にかかわらず、適用期間経過後においても、なおその効力を有する。

- 5 第 5 条各項の期間の中途において適用期間が満了する場合は、同条各項の規定にかかわらず、これらの期間の初日から適用期間の満了の日（以下「満了日」という。）までを一の課税期間とする。
- 6 満了日が月の末日以外である場合には、終了日が満了日と同じ月に属し、かつ、当該終了日が満了日までに到来する場合及び前項の場合における第 6 条第 4 項後段の規定の適用については、同項後段中「1 月とする」とあるのは、「切り捨てる」とする。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 61 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 3 号左欄の(1)及び(2)中「(2)から(4)まで」を「(5)から(7)まで」に改め、同表第23号右欄中「(16)まで、(18)から」及び「、(17)」を削り、同表第28号左欄の(1)を次のように改める。

(1) 法第19条の 3 第 1 項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理

第 2 条の表第28号左欄中(2)を(3)とし、(12)から(21)までを(21)から(30)までとし、同欄の(11)中「(12)から(14)まで」を「(21)から(23)まで」に改め、同欄中(11)を(20)とし、(10)を(19)とし、(9)を削り、(8)を(17)とし、その次に次のように加える。

(18) 法第57条の 4 第 2 項の規定による小児慢性特定疾病児童等の保護者等の資産又は収入の状況に係る必要な文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告の要求

第 2 条の表第28号左欄中(7)を(16)とし、(3)から(6)までを(12)から(15)までとし、同欄の(2)中「(3)から(8)まで、(10)及び(20)から(22)まで」を「(12)から(17)まで、(19)及び(29)から(31)まで」に改め、同欄中(2)を(11)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 法第19条の 3 第 3 項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給の認定

(3) 法第19条の 3 第 4 項の規定による小児慢性特定疾病審査会への審査の要求

(4) 法第19条の 3 第 5 項の規定による小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

(5) 法第19条の 3 第 7 項の規定による医療受給者証の交付

(6) 法第19条の 5 第 1 項の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理

(7) 法第19条の 5 第 2 項の規定による医療費支給認定の変更の認定及び医療

受給者証の提出の要求

- (8) 法第19条の 5 第 3 項の規定による医療受給者証の変更事項の記載及び返還
- (9) 法第19条の 6 第 1 項の規定による医療費支給認定の取消し
- (10) 法第19条の 6 第 2 項の規定による医療費支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還の要求

第 2 条の表第28号右欄中「(1)」を「(1)から(10)まで」に、「(9)」を「(18)」に、「(2)」を「(11)」に、「(4)、(6)」を「(13)、(15)」に、「(8)」を「(17)」に、「(20)」を「(29)」に、「(21)」を「(30)」に、「(10)」を「(19)」に、「(22)」を「(31)」に、「(3)、(5)」を「(12)、(14)」に、「(11)から(19)まで」を「(20)から(28)まで」に改め、同表第31号右欄中「、出雲市」の次に「、江津市」を加え、「及び出雲市」を「、出雲市及び江津市」に改め、同表第56号左欄の(4)中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に、「(政令第37条第 2 項において準用する場合を含む。)」を「、第31条の 6 第 3 項ただし書又は第37条第 3 項ただし書」に改め、同欄の(5)中「(政令第37条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。)」を「、第31条の 6 第 5 項又は第37条第 5 項」に改め、同欄の(6)中「(政令)」の次に「第31条の 7 又は」を加え、同欄の(7)中「第38条において読み替えて」を「第31条の 7 又は第38条において」に改め、同号右欄中「飯南町」の次に「、川本町」を加える。

第 2 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第28号左欄の(13)中「第35条第 6 項」を「第35条第11項」に改め、同欄の(14)中「第35条第 7 項」を「第35条第12項」に改め、同欄の(19)中「第58条」を「第58条第 1 項」に改め、同表第37号左欄の(7)中「、法」を「及び法」に改め、「及び放課後児童健全育成事業」を削り、同号右欄中「(1)から(6)まで及び(9)から(13)までに係る事務にあつては」及び「、(7)及び(8)に係る事務にあつては松江市、出雲市、雲南市及び海士町 ((7)及び(8)に係る事務のうち老人福祉センターを経営する事業及び法第 2 条第 3 項第10号に掲げる事業に係るものに

あつては、松江市に限る。) 」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定については、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2条の表第3号及び第56号左欄の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条中第2条の表第28号の改正規定及び附則第3項の規定 平成27年1月1日

(3) 第2条の規定 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日

(経過措置)

2 この条例の施行の際次の表の左欄に掲げる法律の規定に基づき知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同欄に掲げる法律の規定に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、同表の中欄に掲げる事務で同日以後においては同表の右欄に掲げる市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同表の左欄に掲げる法律の適用については、それぞれ同表の右欄に掲げる市長のした処分その他の行為又は同欄に掲げる市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）	第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第2条の表第23号左欄の(17)に掲	出雲市長
-----------------------	--	------

	げる事務	
農地法（昭和27年法律第229号）	改正後の条例第 2 条の表第31号左欄に掲げる事務	江津市長

3 改正後の条例第 2 条の表第28号左欄に掲げる事務のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の 8 の規定により小児慢性特定疾病医療費の支給に関し厚生労働省令で定める事項のうち同欄の(1)から(10)までに掲げる事務に係る事務であって規則で定めるものは、当分の間、松江市が処理することとする。

（準備行為）

4 児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）附則第 4 条第10項の規定により同法の施行の日前に行う改正後の条例第 2 条の表第28号左欄（(1)から(10)まで及び(18)に限る。）に掲げる事務は、第 1 条中第 2 条の表第28号の改正規定の施行の日前においても、松江市が処理することとする。

島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 62 号

島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

島根県交通安全対策会議条例（昭和45年島根県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「3 人以内」の次に「とし、その他知事が必要と認めて任命される委員の数は 5 人以内」を加え、同条第 2 項中「任命される委員」の次に「並びにその他知事が必要と認めて任命される委員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 63 号

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第51条第 8 項中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

(島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年島根県条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「就労継続支援 B を」を「就労継続支援 B 型を」に、「第 6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 2 項」に改める。

(島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 3 条 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「第 6 条の 2 第 3 項」を「第 6 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 26 年 12 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 64 号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 項中「及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号。次項において「マンション建替え円滑化法」という。）第118条第 1 項第 2 号イ」を削り、同条第 7 項中「及びマンション建替え円滑化法第118条第 1 項第 2 号ロ」を削る。

別表中「今 市 団 地」を「今 市 団 地
川北天神団地」に改める。

附 則

この条例中第 6 条の改正規定はマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第80号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。